廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項に基づく一般廃棄物収 集運搬業の許可対象の拡大について (答申)

平成 27 年 3 月

1 はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• p	1
 2 課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• p	2
3 提案 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• p	3
4 おわりに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• p	4
・平塚市廃棄物対策審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• p	5

1 はじめに

本市の臨時ごみは、収集、運搬及び処分まで一括して直営により行っているが、収集、運搬については頻度、時間、方法等で限界があるため、市民から利便性向上の要望がある。一方、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に基づき、本市が一般廃棄物収集運搬業の許可を付与している業者は100社近くあるものの、対象は事業系一般廃棄物に限られている。

家族構成の変化に伴う単身世帯や高齢者世帯の増加、就労環境等のライフスタイルの変化などを背景に、市に求められるニーズは複雑かつ多様化してきている状況の中で、本市の廃棄物行政を円滑かつ効果的に遂行するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に基づく許可の対象範囲を一部家庭系一般廃棄物まで拡大し、民間活力を活かして市民サービスの向上に努めていきたいとの考えに基づき、許可対象の拡大について当審議会の意見を求められたところである。

2 課題

臨時ごみ処理について、市民から利便性を求める声が年々増加している背景には、単身者や高齢者(高齢者のみの生活も含む)の増加、引越ごみや遺品整理に伴う一時的に多量に排出されるごみの片付け等、ライフスタイルが多様化してきたことが考えられる。今後、そうした要求に応えるには、どうすればよいのか。ここでは直営サービスの現状を確認し、市民ニーズとの間にある課題を以下のとおり整理する。

(1) 収集日及び収集時間の制限

臨時ごみ等の収集は、月・水・金曜日となっている。また、収集時間は午前が8時30分から11時30分、午後が13時から16時30分となっている。そのため、土曜日や日曜日、早朝や夜間の収集希望には応えることができない。

(2) 受付時間の制限

受付時間は午前8時30分から17時までに電話で行うこととなっている。 そのため、日中に予約することが困難な者への対応が難しい。

(3)屋内からの搬出作業の制限

屋内からの搬出作業はできないため、その場合は有料ではあるが別の事業者に搬出してもらうよう依頼している。そのため、依頼者は収集日の調整については市と、搬出作業の依頼については別の事業者と調整する必要がある。

(4) 一時的に多量に排出されるごみへの制限

遺品整理や引越等のように、一時的に多量に排出されるごみについては、(3)や日程調整、また臨時ごみはごみステーションに排出できない種類のごみ収集を基本としていることから対応が困難である。そのため、市民の要求には応えることができない状況である。

(5) 家電リサイクル券の郵便局での購入

市が収集する場合は事前に郵便局で家電リサイクル券の購入をすることとしている。屋外へ出かけることが困難な者等、家電リサイクル券の郵便局での購入を時間的、身体的に困難となっている方にとっては負担が大きい。

3 提案

直営サービスに加え、民間の一般廃棄物収集運搬業者のノウハウや経営資源を活用することは、市民サービスの向上となる一方、市民にとっては選択肢が増えることによる一層の利便性の向上に繋がるものである。

臨時ごみ等の収集に係る市民ニーズの高まりに対応すべく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の対象を、現在の事業系一般廃棄物に限定しているものを、一部に限り家庭系一般廃棄物までその範囲を広げようとすることに異論はない。

しかしながら、市民が不利益を被らないよう、一般廃棄物収集運搬業の許可 条件を、施設の基準及び申請者の能力の基準の点から一層精査し、市民が安心 して選択し利用できる環境を整えることが必要である。例えば、前者について は車両の確保や積替施設の整備、後者については料金や営業時間等の情報開示 に関することを既存の基準に上乗せして要件とすることが考えられる。

4 おわりに

許可業者の役割を見直し、法に基づく許可制度の中で市全体の一般廃棄物の処理等の運用改善を図ることは、自治事務の範囲で検討しなければならないことといえる。市は、収集等のサービスが市民ニーズに合致するものになるよう答申を踏まえた制度設計を早期に行っていただきたい。

なお、平成26年1月28日の最高裁判例を受け、平成26年10月8日付けで環境省大臣官房・リサイクル対策部長名により「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底」について通知が出されている。ここでは、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置づけておらず、また許可業者の濫立による経営の悪化が住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険を指摘している。現在、許可業者は101社(平成27年1月1日現在)と、自治体の規模に比すればその数は飽和状態にあるといえる。国の判例や通知並びに市の現況を総合的に考慮すれば、これ以上の許可をおろすことは適当とは言えないことも最後に付記しておきたい。

平塚市廃棄物対策審議会委員名簿

会 長 藤野 裕弘 東海大学教養学部人間環境学科教授

副会長 陶山 正明 平塚市自治会連絡協議会

委員 金子修一 平塚市議会議員

" 白石 慎太郎 平塚商工会議所 議員

鈴木 比呂輝 平塚商工会議所 常議員

ッ 中谷 由美子 平塚市ごみ減量化推進員会地区代表委員

" 伊藤 惠久 平塚市資源回収協同組合代表理事

ッ 宮本 文吾 市民公募

" 厚見 利子 市民公募

ル 人見 孝 湘南地域県政総合センター環境部環境調整課長